

鹿屋市優良工事等表彰実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市優良工事等表彰実施要綱（平成28年鹿屋市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「若手有望技術者」を「若手技術者」に改める。

第2条中「若手有望技術者表彰」を「若手技術者表彰」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「若手有望技術者表彰」を「若手技術者表彰」に改め、同条第5号中「過去に」の次に「優秀技術者表彰及び」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 工事受注時点における年齢が、40歳以下であること。

第8条中「若手有望技術者推薦書」を「若手技術者推薦書」に改める。

第10条第3号中「若手有望技術者表彰」を「若手技術者表彰」に改める。

別記第1号様式中

施 工 業 者 名		工
-----------	--	---

期

--	--

を

施 工 箇 所	
---------	--

工 期

--	--

に改める。

別記第3号様式中「若手有望技術者」を「若手技術者」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。